

審 議 結 果 速 報

(令和4年12月22日)

陳情4年子育て・人財第25号

鳥 取 県 議 会

文 書 表

議 会 資 料

陳情（新規）・福祉生活病院常任委員会

受理番号及び 受 理 年 月 日	所 管	件 名	議決結果
4年－25 (R4.11.28)	子育て・人財	子どものために保育士配置基準の引き上げによる保育士増員を求める意見書の提出について	不 採 択 (R4.12.22)
▶陳情事項 国に対し、「子どものために保育士配置基準の引き上げによる保育士増員を求める意見書」を提出すること。			

▶陳情理由

新型コロナウイルスの発生から約2年半、密を避けることができない保育施設内ではクラスターが多数発生し、新型コロナウイルス感染拡大期であっても保育の継続が求められ、保育関係者は多大な労力を払いながら保育を行ってきた。保育現場では、保育時間が長時間化し、開所日数も増加しているにもかかわらず、保育士配置は現状に見合った改善もなく、今日に至っている。

コロナ禍で保育所の重要性は広く社会に認識されたが、感染対策を徹底しながら、子どもの発達を保障し、子育て家庭を支えるには、現在の配置基準は不十分であり、子どもの命と安全を守るためにも保育士増員が急務となっている。

小学校では、コロナ禍を受けて全学年での少人数学級化が順次実施されており、令和3年度「学校基本調査」によれば、公立小学校の学級当たりの平均児童数は既に22.7人になっている。一方で、小学生よりも幼い乳幼児が長時間生活する保育所等の4・5歳児の配置基準（子ども30人に保育士1人）が、基準制定以来74年間一度も改善されていないことは、由々しき事態と言わざるを得ない。

国は令和5年4月に「こども家庭庁」を創設して、これまで以上に子ども関連施策の充実・推進を目指し、予算も倍増することとしている。それならば、今こそ保育関係予算を大幅に増やし、保育士配置基準の引き上げによる保育士増員、処遇の改善を国の責任で進めるべきである。

ついては、貴議会から国に対し、「子どものために保育士配置基準の引き上げによる保育士増員を求める意見書」を提出していただきたく、陳情する。

▶提 出 者

鳥取の保育を考える会

▶所管委員長報告（R4.12.22 本会議）会議録暫定版

本県では、保育現場からの要望に基づき、市町村と協力して、1歳児及び3歳児の加配を可能とする単県助成を実施してきましたが、3歳児加配については、平成27年度以降、国の公定価格の創設により給付されることとなったため、単県助成制度を廃止しています。

また、保育現場から要望が出ている4・5歳児加配については、国の子ども・子育て支援新制度における「質の向上」の検討項目に盛り込まれており、県としても保育士のさらなる処遇改善及び4・5歳児の配置基準をはじめとした保育士配置基準の更なる改善を実行するよう、令和4年7月に国に要望しており、現時点で県議会から国に重ねて意見書を提出するには及ばないとの意見が多数であり、不採択と決定いたしました。

現 状 と 県 の 取 組 状 況

執行部提出参考資料

子育て・人財局（子育て王国課）

【現 状】

○国による保育士の配置基準は、平成10年に現行の配置基準となり、保育士1人に対する児童の数は、0歳3人、1・2歳6人、3歳20人、4歳以上30人となっている。

※3歳児については、平成27年度から公定価格において、3歳児配置改善加算が設けられ、20：1の配置基準を上回る15：1で保育士を配置した際に、その保育士に係る人件費も措置されることとなり、実質、見直しが行われている。

(児童数：保育士数)

区 分	S 2 3	S 4 2	S 4 3	S 4 4	H 1 0	H 1 4～H 2 4	H 2 5・2 6	H 2 7～
乳児(0歳児)	7：1	6：1			3：1			
1歳児					4.5：1			
2歳児								
3歳児	30：1		25：1	20：1			15:1	15:1
4歳以上児								

H14年度～ 県「保育所保育士特別配置事業」による上乘せ(3歳児加配はH25、H26のみ)

【県の取組状況】

○平成14年に保育現場からの要望に基づき、保育士の配置が手薄になる1歳児について、配置基準の6：1より多い4.5：1の保育士を配置する保育所等に対する単県助成制度（低年齢児受入施設保育士等特別配置事業）を創設した。

○また、平成25年には保育現場からの要望及び保育士の非正規化の進行が深刻な課題となっている状況を鑑み、3歳児の配置基準である20：1を上回る15：1で保育士を配置する保育所等へ更なる支援を行うよう単県助成制度を拡充した。

○その後、平成27年度に子ども・子育て支援法の施行に伴い、国の公定価格の制度が創設され、3歳児加配については国の制度により給付されることとなったことから、県の3歳児加配は廃止した。

○4・5歳児加配については、国の子ども・子育て支援新制度における「質の向上」の検討項目に盛り込まれており、県としても保育士のさらなる処遇改善及び4・5歳児の配置基準をはじめとした保育士配置基準の更なる改善を実行するよう、令和4年7月に国に要望している。